

監査事務所等モニタリング基本方針の主な改正内容

(傍線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
前文（略） 脚注 1 <u>モニタリングとは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングは、監査事務所に対する報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、日本公認会計士協会、会計監査に係る業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。</u> （新設） 1. モニタリング基本方針（検査以外の基本方針） 審査会は、協会から品質管理レビュー結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関して報告徴収を行う。また、金融庁関係部局、協会、関係機関との意見交換や連携、監査事務所との対話を通じ	前文（略） 脚注 1 <u>モニタリングとは、オンサイトのモニタリング（検査）とオフサイトのモニタリングの両方を含む概念である。オフサイトのモニタリングは、協会の品質管理レビューの結果の審査や金融庁関係部局、会計監査に係る業界団体等からの情報収集・分析等による監査事務所のリスクの把握、報告徴収による検査の改善状況のフォローアップなど、検査以外のモニタリング活動全般を指す。</u> 脚注 4 <u>会計不正事案の発生、上場会社を監査する担い手の裾野の拡大や監査の IT 化（AI の導入等）の進展など、監査及び監査事務所をめぐる環境が変化する中、監査事務所の状況やリスク等に応じ、よりの確にモニタリングを実施していくため、令和 8 年 7 月に「監査法人に対するモニタリングの進め方の見直し」（https://www.fsa.go.jp/cpaaob/s hinsakensa/kihonhoushin/20260717/20260717.html）を公表した。これを踏まえ、本基本方針についても令和 8 年 7 月に所要の改正を行った。</u> 1. モニタリング基本方針（検査以外の基本方針） 審査会は、協会から品質管理レビュー結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関して報告徴収を行う。また、金融庁関係部局、協会、関係機関との意見交換や連携、監査事務所との対話を通じ

改 正 前	改 正 後
て情報を収集するとともに、課題や問題意識を共有する。 さらに、収集した情報の分析により、監査事務所の実態やリスクを的確に把握するとともに、より効果的かつ効率的な検査を実施する。 こうした取組を通じて、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。 (1) (略) (2) 報告徴収 (略) ア～ウ (略) エ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、<u>速やかな改善</u>を促す。 (3) (略)	て情報を収集するとともに、課題や問題意識を共有する。 さらに、<u>協会の品質管理レビュー結果</u>や収集した情報の分析により、監査事務所の実態やリスクを的確に把握するとともに、より効果的かつ効率的な検査を実施する。 こうした取組を通じて、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。 (1) (略) (2) 報告徴収 (略) ア～ウ (略) エ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に<u>実施する報告徴収等</u>を通じて改善状況のフォローアップを強化し、<u>実効的な改善</u>を促す。 (3) (略)
2. 検査基本方針 審査会は、監査事務所の態様や被監査会社のリスクの程度等に 応じた検査を実施するとともに、デジタル技術を活用するなど、効果的・効率的な検査の実施に努める。また、検査以外のモニタリングと一体的に運用することにより、監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を図る。 検査の実施に当たっては、以下の事項を踏まえ、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」等に従い、適切な手続により検査を実施することとする。また、検査先である監査事務所から意見を聴取する検査モニター を実施し、検査の適切性を確	2. 検査基本方針 審査会は、監査事務所の態様や被監査会社のリスクの程度等に応じた検査を実施するとともに、デジタル技術を活用するなど、効果的・効率的な検査の実施に努める。また、検査以外のモニタリングと一体的に運用することにより、監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を図る。 <u>その際、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施するほか、虚偽証明等の疑義がある監査事務所に対しては、虚偽証明等の検証も行う。</u>

改 正 前	改 正 後
保するとともに、より効率的な検査を実施するための参考とする。 (1) 検査の実施 ア 大手監査法人については、その資本市場における役割の重要性に鑑み、<u>原則、2年に一度の頻度での検査を実施するとともに、翌事務年度には当該検査に対するフォローアップ（前事務年度に実施した検査での指摘事項の改善状況の検証）を実施する。</u> <u>なお、フォローアップについては、原則、報告徴収によるものとするが、前事務年度実施の検査の結果等を踏まえ、検査により実施することがある。</u> イ 準大手監査法人については、原則、2年に一度の頻度での検査を実施する。 ウ 中小規模監査事務所については、協会の品質管理レビュー結果のほか、監査事務所の業務管理態勢等や上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。また、中小規模監査事務所が上場会社監査の担い手として果たすべき役割の重要性に鑑み、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用に努め<u>る。</u>	検査の実施に当たっては、以下の事項を踏まえ、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」等に従い、適切な手続により検査を実施することとする。また、検査先である監査事務所から意見を聴取する検査モニター を実施し、検査の適切性を確保するとともに、より効率的な検査を実施するための参考とする。 (1) 検査の実施 ア 大手監査法人については、その資本市場における役割の重要性に鑑み、<u>フルスコープ検査、フォローアップ検査（前回検査での指摘事項の改善状況の検証を中心とする等）に加え、品質管理システムの運用状況等に検証ターゲットを絞った検査や、特定のテーマを横断的に把握する水平的レビュー等のオン・オフのモニタリング手法を活用し、通年モニタリングを実施する。</u> イ 準大手監査法人については、原則、2年に一度の頻度での検査を実施する。<u>ただし、品質管理の状況が向上し、継続的に業務運営が良好な監査事務所については、リスク・品質管理の状況を踏まえた検査頻度の見直しを検討する。また、所属するグローバルネットワークの状況や品質管理の手法等も勘案し、大手に準じた検査の取扱いとすることも検討する。</u> ウ 中小規模監査事務所については、協会の品質管理レビュー結果のほか、監査事務所の業務管理態勢等や上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。また、中小規模監査事務所が上場会社監査の担い手として果たすべき役割の重要性に鑑み、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用に努め、<u>検査件数を増加させる。</u>

改 正 前	改 正 後
エ <u>上記のほか、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。</u> (新設) (2) 検査の着眼及び留意点 ア (略) イ (略) 3.・4. (略)	エ (削除) 脚注 6 <u>大手監査法人については、年間を通じて担当の検査官を任命し、継続的かつ専断的にモニタリングを実施する。</u> (2) 検査の着眼及び留意点 ア (略) <u>(注) 大手監査法人を対象に実施する水平的レビューでは、特定のテーマを対象として4法人を横断的に検証し、特徴ある先進的事例等の把握に努める。</u> イ (略) 3.・4. (略)

(注) 上記のほか、時点の修正、記載内容の明瞭化等の観点から文言等の修正を行っております。